

原子力平和利用と核不拡散—21 世紀に向けた行動計画の提言(案)

2000年2月17日

原子力平和利用・核不拡散政策研究会

原子力平和利用と核不拡散—21 世紀に向けた行動計画の提言

(案)

現状認識と 21 世紀に向けた課題

エネルギーの安定的な供給と地球環境の保全は 21 世紀における人類最大の課題の一つとなっているが、当面原子力がこれら課題の解決に貢献しうる現実的なオプションの一つであることは疑いのないところである。原子力の平和利用を円滑に実施していくためには、安全性の確保とともに、効果的な国際核不拡散体制が維持されることが大前提である。

原子力平和利用はその開発の当初から、核物質や関係技術が転用されないために種々の国際制度を設定してきたが、昨今イラクの秘密裏の核開発計画、北朝鮮の核開発疑惑、インド、パキスタンの核実験など、核不拡散体制に対する重大な挑戦が行われてきた。

一方核軍縮の分野においては、戦略核兵器削減交渉（S T A R T）の進捗停滞、米国の包括的核実験禁止条約（C T B T）批准拒否など、95 年の核不拡散条約（N P T）再検討・延長会議において採択された「原則と目標」の具体的進展がはかばかしくない状況が続いており、核軍縮の進展の歩みも遅く、核不拡散体制の安定性・有効性に好ましくない影響を与えている。

このような中で、米ソ冷戦時代の負の遺産である核兵器の解体から出てくる高濃縮ウラン、兵器級プルトニウムの処理・処分などは、地球規模で解決すべき大きな課題と認識されている。

これらいずれの課題についても解決に至るまでに克服すべき問題は多く、また、本件が各国の政策課題の中で高い優先順位を与えられているとは言い難い。しかし 20 世紀の最後の年である今こそ、関係各国が相互信頼の下に、協調して問題解決に向けて新たな第一歩を踏み出す時である。

国際核不拡散体制の維持・強化に向けては、すでにキャンベラ・コミッションおよび核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラムによって有意義な提案がなされているが、原子力平和利用・核不拡散政策研究会は上記のような認識に立って、当面採るべき施策について次の通り提言する。

提言

1. 世界の核不拡散体制の強化と普遍化

各国は、NPTの実効性を高め、より普遍性を持たせるとともに、差別性を減ずる努力をすること、さらに政策および活動の透明性を一層高めるよう努力すべきである。具体的には1) 核兵器国を含めて、1995年NPT再検討・延長会議での「原則と目標」の遵守および速やかな実行と2000年再検討会議での新たな目標の設定2) 条約執行機関の設置などによるNPT措置の着実な実施の確保3) 国際原子力機関（IAEA）の保障措置強化のための追加議定書を国際的な責務とすることなどによる、強化された保障措置対象国の拡大4) 核兵器国による民生用核物質の明確な区別と、保障措置の適用5) IAEAの保障措置のあり方（特に統合保障措置のあり方）についての広範な議論などである。

NPTは既に187カ国が加盟し、ほぼ普遍的ともいえる国の数を獲得しており、今や無期限に効力を有する条約である。1995年のNPT再検討・延長会議において採択された「原則と目標」には、NPT未締約国への参加要請、平和利用と核不拡散努力の両立、核兵器国による究極的廃絶を目標とした核軍縮努力など国際社会が取り組むべき施策が網羅されている。現在もっとも必要とされていることは、この会議で合意したこの「原則と目標」を遵守し、実行に移すことである。「原則と目標」に明記されている核軍縮については、その具体的な進展が見られず、このままでは非核兵器国の核不拡散についての責任の遵守が一方的な義務となり、不公平であるとの認識を増大させ、ひいてはNPT体制の信頼性を損なうことになることが危惧されている。核兵器国は「原則と目標」を誠実かつ迅速に実行すべきである。また2000年のNPT再検討会議においては新たな目標の設定が行われるべきである。

また、NPTを中心とする核不拡散体制には部分的な手直しが必要な問題点があると考えられる。具体的には、条約執行機関がないこと、核軍縮に関する拘束力の弱さ、保障措置における核兵器国と非核兵器国の不平等、追加議定書の位置づけの曖昧さ等である。これらの問題点の是正のため、ここでは条約執行機関（協議委員会と常設事務局）を設置すること、および追加議定書を国際的な責務とすることを提言する。すなわち追加議定書の締結を、包括的保障措置協定本体と同様に国際的な責務と考えるべきであり、速やかに署名、発効の手続きをとるべきである。また、核拡散の懸念は非核兵器国にあるのみならず、核兵器国における不適切な核物質管理にも存在する。したがって、少なくとも核兵器国は、平和利用目的の核物質を明確に区別し、その全てに対してIAEA保障措置が実施されるべきである。またIAEAの保障措置の効果的、効率的な運営のために、広い範囲で保障措置の実施方法の議論が行われるべきである。

2. 核に関する冷戦の負の遺産の処理問題の早期解決

核に関する冷戦の負の遺産の処理問題については、米国・ロシアの2国間協力に加え、モスクワ原子力安全サミットでの合意に基づく多国間協力メカニズムを活用して、核軍縮プロセスの透明性をさらに高めるべきである。具体的には、1) 負の遺産処理の全体像を明らかにし、優先順位に応じたプログラムを明確にすること、2) 特に解体核物質の防護・管理を強化し、長期的な処分プログラムに必要な財源メカニズムを確立すること、3) 政府のみならず、民間や非政府団体（NGO）も含めて、国際的な協力体制を構築していくこと、を提案する。

核に関する冷戦後の負の遺産は、解体核物質の管理を始めとして、退役原子力潜水艦と使用済み燃料管理、核環境汚染、科学者／技術者の頭脳流出、ロシア前閉鎖都市の管理・民需転換等、多様な分野にわたって、多くの経済・社会・政治的問題を生み出している。これらの米国・ロシアの核兵器の解体から出てくる高濃縮ウラン、兵器級プルトニウムの処理・処分、貯蔵状況などについては、国際的な透明性を高める必要があり、さらに米国に続いて、ロシアの余剰核物質も国際保障措置の下に速やかに置かれるよう促進されるべきである。また、他の核兵器国も、自国の核兵器用核物質の在庫量について、より透明性を高めていくことが望まれ、余剰になった核物質については、米国・ロシアにつづいて速やかに国際保障措置下に置かれることが望ましい。

プルトニウム処分計画については、ロシア支援に係わる巨額な財源調達が大きな課題となっており、国はもとより民間や NGO との連携を図って、効果的な財源確保スキームを構築していく必要がある。財源の大きさの例として、米国は旧ソ連の大量破壊武器に関する脅威削減計画で1992年から1999年の間に\$3 billion を使ったが、これは IAEA への40年間の拠出金よりも多い。

日本は、旧ソ連非核化支援、ならびにロシアへの核解体支援ですでに多くの貢献を果たしてきている。今後は、民間（原子力産業）や NGO との連携の下、より幅広い分野での協力を促進すべきである。

3. 民生（非軍事用）プルトニウムについて

各国は、民生用プルトニウムについては、「国際プルトニウム指針」（1997年）に基づき、透明性向上措置をさらに徹底し、対象国も拡大するとともに、需給バランスの重要性を認識し、在庫の安全かつ確実な管理方針を確立し早期に実施すべきである。

現在も、世界の非軍事目的（民生用）プルトニウムの在庫量は着実に増加しつつあり、核不拡

散・核物質防護の観点から、国際的懸念の材料となりかねない。そのような認識のもと、プルトニウムを所有する関連 9 カ国（米、ロシア、フランス、英国、中国、ドイツ、日本、ベルギー、スイス）が合意した「国際プルトニウム指針」（INFCIRC/549）では、プルトニウム利用に係わる基本的な原則を示すとともに、その透明性向上を目的として、各国のプルトニウム在庫量（使用済燃料に含まれるプルトニウムも含む）を、燃料サイクル政策とともに自主的に公表することとしている。この指針に基づく情報公開をさらに徹底し、対象国も拡大していくことが望ましく、需給バランスの重要性の認識を深めつつ、在庫の安全かつ確実な管理方針を早期に確立し実施していくことが重要である。

4. 核拡散リスク低減のための国際的技術開発協力

核不拡散体制強化のため、国際的技術開発プログラムすなわち核拡散抵抗性の高い原子炉・燃料サイクル技術、核物質防護・管理・計量関連の技術開発を国際協力により実施すべきである。

核拡散抵抗性のより高い原子炉および核燃料サイクル技術開発を推進し核不拡散強化を図る必要がある。将来の原子力システムはより高い核拡散抵抗性をビルトインした核の転用の可能性を減じた技術に基づくことが要求されよう。これには核物質を、より転用し難い形あるいは転用に魅力の乏しい形に変えること、核物質を処理する際の損失を最小にすること、また高度な核物質防護・管理・計量関連技術を開発、使用し、転用、盗用などを防止すること、なども含まれよう。これらは人類の知恵を結集して開発されるべきと考える。

5. 核不拡散政策への日本のイニシャチブの強化

日本は、世界における核軍縮・核不拡散政策の推進において世界をリードせよ。その具体的な施策として、核不拡散問題をより包括的、系統的に研究する民間機関としての、「核不拡散研究センター」を日本の設置することについて、これを支援すべきである

核不拡散・核軍縮に係わる現在の危機感を踏まえ世界に向けた提言を上記のように纏めたが、一方日本は1956年に制定した原子力基本法のなかで平和利用への限定を明文化し、以来厳に平和利用に限って原子力利用を進め、核不拡散上の国際的取り決めを誠実に実行して来ている。IAEAの追加議定書をいち早く発効したことは特筆されるべきである。のみならず、保障措置技術開発への貢献など国際核不拡散体制整備に向けて積極的に協力して来ているが、原子力発電や核燃料サイクルの分野において今後日本が世界において先導的役割を果たしていくことを考えれば、平和利用への姿勢を一層明確にし、国際貢献をさらに充実させていく必

要がある。また、日本は平和憲法に則り、軍事大国になることなく、経済、技術、国際協力などの非軍事的要素によって総合的な安全保障を確保するという政策を追求してきた。来世紀における冷戦終結後の新しい国際秩序造りの過程において平和的手段を用いて国際社会の安定に貢献するという日本の役割は、特に期待されるものとなってきた。この際日本は核軍縮の促進や核不拡散体制整備といった国際平和秩序構築への貢献をより一層強化し、上記の諸提言の実現に向けて世界をリードすべきである。具体的な施策の一つとして、日本は、国際的な専門家、特にアジア諸国からの専門家の参加を得て、民間機関としての「国際核不拡散研究センター」を、日本に設立するべく、主導的な努力を払うべきである。このセンターは、政策研究のみならず、必要とされる技術開発も実施することにより、総合的な視野から、国際社会に対して勧告、助言を発信することを目的とする。また欧米に現存する同種のセンターと提携し、関連情報の集積・発信を行い、合わせて人材の養成も行う。

原子力平和利用・核不拡散政策研究会

委員名簿

(敬称略・順不同)

座長	黒澤満	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
委員	浅田正彦	京都大学大学院法学研究科教授
	岩永雅之	核燃料サイクル開発機構国際核物質管理部長
	神谷万丈	防衛大学校社会科学教室助教授
	北野充	外務省総合外交政策局科学原子力課長
	栗原弘善	(財)核物質管理センター専務理事
	下荒地修二	(財)日本国際問題研究所軍縮・核不拡散促進センター次長
	鈴木篤之	東京大学大学院工学系研究科教授
	鈴木達治郎	東京大学工学部客員助教授
	中野賢行	科学技術庁原子力局国際協力・保障措置課長
	野村茂雄	核燃料サイクル開発機構環境保全・研究開発センター 先進リサイクル研究開発部長
	服部拓也	東京電力(株)原子力計画部長
	吉田文彦	朝日新聞論説委員

以上